

公 表 日

令和 2年 9月 3日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	相良橋旧橋撤去工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 服部 洋佑 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
契約年月日	令和 2年 9月 3日
契約業者名	三和建设(株)
契約業者の住所	熊本県人吉市五日町26-5
契約金額	241,615,000円(税込み)
予定価格	241,659,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工事場所	熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦地先
工種区分	一般土木工事
工事期間(自)	令和 2年 9月 3日
工事期間(至)	令和 3年 3月31日
備考	入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工 事 件 名 相良橋旧橋撤去工事
2. 工事場所（履行場所） 熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦地先
3. 契 約 の 相 手 方 住 所：熊本県人吉市五日町26-5
名 称：三和建設 株式会社
電 話：0966-24-6151
4. 契 約 適 用 法 令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該工事の目的

本工事は、令和2年7月4日の梅雨前線による豪雨で、1級河川球磨川を渡河する県道325号遠原渡線の相良橋において橋の一部が流出した事から、流出橋の撤去を行い河川の機能回復を図るものである。

- 2) 当該工事の内容

本工事は、相良橋の旧橋撤去を行うものである。

- 3) 契約に付する理由

令和2年7月4日の梅雨前線による豪雨で、1級河川球磨川を渡河する県道325号遠原渡線の相良橋において橋の一部が流出した事から、早期に河川の機能を回復させることが必要である。

三和建設株式会社は、大規模な地震、風水害等が発止した際に応急対応に必要な組織及び建設機械並びに資材、労力等の確保及びその動員に関する「大規模災害時の支援活動協力に関する協定書」を締結している一般社団法人熊本県建設業協会人吉支部の会員であり、本件の履行にあたって知識、経験、技術力を十分有しているものと判断できる。

以上のことから、三和建設株式会社が本工事を円滑に遂行するうえで唯一の契約相手と判断されるため、会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号により契約を行うものである。

(契約理由書作成者)

八代河川国道事務所 建設専門官